

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

いまわが国の労働者は格差社会の中で、ワーキングプアといわれるように、働いても生活できない労働者層が増加している。それは、正社員から非正社員へと雇用が転移し、また、有期雇用や短時間雇用が増えていることに起因している。

政府は、この格差社会を改善する方策として、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において、最低賃金制度による賃金の底上げをめざすため、「従来の考え方の単なる延長線上ではない」ことで政労使合意をつくり、昨年度の改定では全国平均で14円、北海道で10円の引き上げが行われた。

同時に、最低賃金法を改正し、同法案では地域最賃を「任意的設定」から「必要的設定」に位置づけを強めるとともに、「労働者が健康的で文化的な最低限度の生活を営むことができる」水準を求めることとなった。また、全国で頻発している最低賃金法違反に対し、不払いに係る罰則額の上限を50万円に引き上げたほか、「適用除外」とされた職種は「減額」に変更するなど、大幅な改正をおこなった。

しかし、昨年度の地域最賃引き上げが近年にない大幅であったものの、全国平均で673円、北海道は654円となり、全法定労働時間働いても全国平均では月額116,967円、年額では1,403,609円、北海道では月額113,665円、年額で1,363,982円で、とても「健康で文化的な生活」の水準にはほど遠いレベルでしかない。

地域最低賃金の大幅な引き上げにより、地域の賃金レベルを上げることは喫緊の課題である。特に北海道のような非正社員比率が4割になり、低賃金が多い地域においては、地域の経済の維持と所得税収の確保はもちろん、社会保障の収入確保と制度の維持の観点からも重要な課題である。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への改定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣